

出展規定

第1条(出展資格)

(1)本展示会への出展申込は、主催者の定める本出展規定、「出展の手引」その他主催者の指示を誠実に遵守する者に限ります。

(2)主催者は、出展者が本展示会の開催趣旨、目的に適う者であるか否かを判断する権限を有し、これに合致しないと判断した場合は、申込みをお断りし、あるいは出展契約を取り消させて戴きます。その際の判断基準や根拠、理由は一切開示致しません。この場合、主催者は、出展申込者ないし出展者がそれまでに支出した費用その他一切の責任を負いません。なお、次のような事例もこれに該当することになります。

①本出展申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあることが判明される場合

②出展物ないし出展の意図、内容が、本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合

③出展者の出展や出展物が現に第三者との間で争われ、これにより本展示会の運営上悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合

④来場者、他の出展者、及びその他の第三者からこれまでの展示会において苦情等が寄せられたことがある場合、並びにそのような苦情等が寄せられると予想される場合

⑤出展者が既に本出展規定に違反していると判断される場合

⑥その他、本展示会への出展が不相応と判断される場合

⑦本展示会への出展申込みは以上のことを同意したものとみなしますので、これに不同意の場合は本申込みをなされないよう十分ご留意ください。

第2条(出展物)

(1)出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とします。

(2)次の各号に該当するものは、出展を禁止します。

①輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物

②引火性・爆発性または放射性危険物

③工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれのある物

④裸火を使用する物(ただし、所轄消防署の許可を受けた場合を除く)

⑤主催者の事前の承諾を得られなかつた物

⑥所轄庁行政より指示・勧告のあつた物

⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物

(3)前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前はもとより出展中にあっても、その出展を規制または禁止させていただくことがあります。

(4)主催者は、出展者が、本出展申込の前後を問わず本条(2)③により禁止された物もしくは規制された物を、出展していた場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知しますので、通知を受けた出展者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめもしくは規制に従っていただきます。

(5)①前項において、出展者が主催者の指示に従わない場合は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出展ブース料の3倍に相当する金員を即時に支払うとともに、主催者は、当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展物の撤去その他しかるべき措置をとることができます。これにつき出展者は、主催者に対し、一切の責任追索を行わないものとさせていただきます。

②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受けません。

第3条(出展ブースのレイアウト)

出展ブースのレイアウトは、主催者が、過去の実績(主催者の展示会への出展回数等)、ブース数、出展物、実演の有無、申し込み順等を勘案のうえ決定します。

第4条(展示期間及び展示時間)

展示期間は、2026年10月7日から同年10月8日までの2日間とし、展示時間は10:00から16:00までとします。

第5条(出展ブース料)

出展ブース料は、下記のとおりとします。(消費税10%込)

■ 間口2.97m×奥行き2.97m×高さ2.4m(約9㎡)		
会員	早期申込(税込) ¥253,000	通常申込(税込) ¥286,000
会員外	早期申込(税込) ¥286,000	通常申込(税込) ¥319,000
6ブース以上	早期申込(税込) ¥227,700	通常申込(税込) ¥257,400
会員	早期申込(税込) ¥257,400	通常申込(税込) ¥287,100

※会員とは、一般社団法人日本能率協会の法人会員をさします。

※本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用します。

■出展ブース料に含まれるもの

1)基本設備として基礎ブース(システムパネル仕様
ビニール仕上げの後壁、側壁)。

2)ポスター:公式ポスターを提供します。

3)招待状:和文招待状、封筒のセットを提供します。

4)電気工事:100V/300Wまでの一次側幹線工事。

5)ブース番号板

6)会期中の会場警備全般(搬入・搬出時含む)

7)会期中の空調・照明(搬入・搬出時含む)

8)会期中の清掃(出展者ブース内を除く、搬入・搬出時含む)

9)会場内装設

10)主催者による来場動員プロモーション

11)来場者登録システム

■ ミニブース: 間口1.5m×奥行き1.5m×高さ2.4m (約2.25㎡)
申込ブース単価(税込) ¥110,000

①装飾に含まれるもの:パネル、テーブル、社名版

②搬入作業について原則前日(10/6)からとさせていただきます。

③限定25社(完売次第、受付を終了します)

④本展示会へ出展したことのない企業様

⑤先着順、4月30日(木)までの早期申込締切期日まで受け付け予定

第6条(出展申込み等について)

出展申込み方法、申込み期限、出展料の支払い方法、支払い期限等については下記によります。

〈出展申込み方法〉

本規定表面の出展申込み書、もしくは本展示会HP内の申込ページより所要事項をご記入のうえ郵送にてお申込み下さい。また、一般社団法人日本能率協会主催の展示会に初めて出展申込みをされる場合は、事前に会社経歴書(または会社案内)、出展予定商品のカタログ(または取扱商品カタログ)を事務局までご提出ください。

なお、出展内容が本展の趣旨にそぐわないので、あらかじめ了承ください。

〈出展申込み期限〉

早期申込: 2026年4月30日(木)

通常申込: 2026年6月30日(火)

※ただし、予定ブース数になり次第、締め切らせていただきます。

〈出展申込み先〉

■ 観光・ホテル・外食産業展 事務局

一般社団法人日本能率協会 経営・人材革新センター
〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22
TEL:03-3434-3453 FAX:03-3434-8076
E-mail:hafp@jma.or.jp

〈出展料金支払い方法〉

出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしますので、指定口座までお振り込みください。また、振込手数料は貴社にてご負担ください。

なお、期限内にお支払いいただけない場合は、出展を取り消させていただく場合もございますので、あらかじめ了承ください。

〈支払い期限〉

2026年7月31日(金)

第7条(出展契約の成立時期)

本出展申込書に基づく出展契約(以下、本出展契約といいます)の成立時は、前条により主催者が出展料金の請求書を発送した時点又はその旨の電子メール等を出展者に送信した時点とします。

第8条(出展物の管理)

(1)各出展者は、自己の責任と費用において、各出展ブース内への出展物の搬出入と出展ブース内の出展物の管理をしてください。

(2)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変その他不可抗力の原因による場合を含め出展物の損傷その他の出展物に関する一切の事故について、その責任を負いません。

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費については、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、第11条によりキャンセル料を支払わなければなりません。

第9条(事故防止及び責任)

(1)出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、出展者において負うものとします。

(2)主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・制限その他の事故防止のため必要な措置を取ることを命ぜることができます。

(3)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

第10条(展示会開催の変更及び中止)

(1)主催者は、天災地変、テロリズムの発生及び感染症の蔓延延滞その他の不可抗力および主催者の責めに帰しない原因により、早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転、または展示会の開催を中止する決定ができるものとします。

(2)主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、展示会の開催を中止する決定ができるものとします。

(3)(1)および(2)の場合、主催者は、これによって生じた出展者、または他の者の損害につき、責任を負いません。

(4)主催者が、(1)に基づき、展示会を早期閉会、開催延期、規模縮小または会場の移転とする決定をした場合であっても、出展者は出展ブース料及びオプション料(2面開放権及びスマート装飾に関する費用など)、出展ブース料以外で、主催者と出展者間の直接契約から発生した費用、以下出展ブース料と併せて「出展料」という。の全額を支払うものとし、既に支払った出展料については返金しないものとします。

(5)①主催者が、(1)又は(2)に基づき、展示会の開催を中止する決定(以下「中止決定」という。)をした場合、同決定の時点で、当該展示会の出展料の全額を支払った出展者に限り、以下のア~ウから1つを選択することができます。

ア 同年度の類似展示会へ出展

(ただし、当該展示会の出展料の金額が開催中止となった展示会の出展料の金額を上回る場合は、出展者はその差額を支払う事とします。開催中止となった展示会の出展料の金額が当該展示会の出展料の金額を上回る場合は、主催者はその差額を返金します。)

イ 次年度の同じ展示会へ出展

ウ 出展料(税込)の70%を主催者より返金

②出展者は、中止決定後7営業日以内に、前項の選択をして、主催者に通知するものとします。

③出展者が前項の期限内に前項の通知をしない場合は、第1項の選択を放棄したものとみなし、出展料の返金が受けられなくなります。

④主催者が中止決定をした時点で、出展者が当該展示会の出展料を支払っていない場合には、当該出展者は同展示会の出展料(税込)の30%を主催者に支払うこととします。

第11条(出展者による出展の取消)

(1)出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約(申込みブース数の削減やオプションの取消・削減を含む。以下、本条において同じ)は、主催者においてこれを了承しない限り認めません。

(2)前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約を了承する場合には、出展者は以下のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません。

期 限	キャンセル料
各申込期限(早期、通常)の翌日から下記 該当日前	税抜出展料の50%
出展者説明会開催日または出展者説明会実施なし・展示会においては出展 ブースレイアウト表記日以降	税抜出展料の100%

出展者説明会実施の有無にかかわらず、ブースレイアウト発表日(開催日)以降のキャンセル料は「税抜出展料の100%」を適用する。

なお、上記表中の「期限」は出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約の意思表示が、主催者に到達した時点をもって区別します。また、出展申込みの一部の取消・解約の場合のキャンセル料の「税抜出展料」とは、取消・解約される分に相当する税抜出展料の額とします。

第12条(日本国内への入国手続き)

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費については、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、第11条によりキャンセル料を支払わなければなりません。

第3条(出展ブースのレイアウト)

出展ブースのレイアウトは、主催者が、過去の実績(主催者の展示会への出展回数等)、ブース数、出展物、実演の有無、申し込み順等を勘案のうえ決定します。